

## バリアフリー改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額制度

### 【概要】

住宅のバリアフリー改修を支援するため、令和8年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事が行われ、かつ、改修工事が完了した日から3か月以内に市（課税課家屋係）に申告した場合に限り、工事完了翌年度分の当該住宅に係る固定資産税額の3分の1を減額する制度です。

### 【適用要件】

以下の要件を満たす必要があります。

住宅の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・新築から10年以上経過した専用住宅、共同住宅、併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）であること（賃貸住宅を除く）。</li><li>・改修後の家屋床面積（区分所有家屋については専有部分床面積）が1戸あたり50㎡以上280㎡以下であること。</li></ul>
居住者要件	申告書の提出時に次のいずれかの方が居住していること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・65歳以上の方 （改修工事が完了した日の属する年の翌年1月1日時点の年齢）</li><li>・要介護認定又は要支援認定を受けている方</li><li>・障害のある方</li></ul>
バリアフリー工事の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>●通路又は出入口の拡幅</li><li>●階段の勾配の緩和</li><li>●浴室の改良</li><li>●トイレの改良</li><li>●手すりの取り付け</li><li>●床の段差の解消</li><li>●引き戸への取替え等、出入口の戸の改良</li><li>●床表面の滑り止め化</li></ul> ※区分所有家屋は、専有部分について行われた工事に限る。
改修工事金額	補助金等を除く自己負担額が、50万円を超えるものであること。 （金額は1戸あたり）
改修工事期間	令和8年3月31日までに完了した改修工事であること。

### 【減額される範囲】

当該改修家屋の固定資産税額のうち、床面積100㎡相当分が上限となります。

(※併用住宅の場合は、居住部分のうち100㎡相当分が上限)

- ・100㎡以下の場合：3分の1
- ・100㎡超の場合：100㎡相当分について3分の1  
100㎡を超える部分は減額されません。

### 【減額される期間】

改修工事完了日の翌年度1年度分が減額されます。

### 【その他】

- 都市計画税についての適用はありません。
- 土地分に係る減額はありません。
- 耐震改修工事による減額との同時適用はありません。ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です。
- この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません。

### 【申告手続き】

以下の書類をもれなく期限内に申告してください。

提出書類	申告書	・高齢者等居住安全改修住宅等に係る固定資産税減額規定の適用申告書（第49号様式の4）
	居住者確認書類	・65歳以上の方……対象者の住民票（写し） ・要介護認定等を受けている方……被保険者証（写し） ・障害のある方……障害者手帳等の書類（写し）
	工事関係書類	・工事明細及び完了日が確認できるもの（写し） ・工事代金の領収書（写し） ・工事箇所が確認できる写真 ※上記書類に代えて、増改築等工事証明書（建築士事務所所属の建築士などが発行する証明書）の提出でも可。 ・補助金等の交付決定通知書（写し） ※補助金等を受けて実施した場合のみ提出してください。
提出期限	工事完了後3か月以内（原則） 3か月以内に提出できなかった場合は、その理由をその他欄に記入ください。	
提出先	〒270-1396 印西市大森2364-2 印西市 市民部 課税課 家屋係 Tel0476-33-4446（直通） ※郵送申告の場合 申告書の備考欄に日中連絡がとれる電話番号を記入してください。	